



お知らせ

2025年10月17日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における「特定重大事故等対処施設」 および「所内常設直流電源設備（3系統目）」に係る 工事完了時期の見直しについて

当社は、女川原子力発電所2号機における「特定重大事故等対処施設^{※1}（以下、「特重施設）」および「所内常設直流電源設備（3系統目）^{※2}」に係る工事について、関係法令に基づく設置期限内（共に2026年12月22日）^{※3}での完了を目指し、工程の短縮などに最大限取り組んでまいりましたが、工事完了時期をそれぞれ2028年8月および2028年3月に見直すことといたしました。

これに伴い、本日、原子力規制委員会に対して、女川2号機の「発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出」等^{※4}を提出しております。

特重施設および所内常設直流電源設備（3系統目）の両設備ともに大規模な工事であることから、設計の合理化や昼夜作業の導入等、早期の完成に向けた取り組みを継続し、安全最優先で一つひとつ着実に進めております。

こうした中、設計及び工事計画認可申請の審査が進み、工事仕様の詳細が固まってきたことから、今般、工程を改めて精査いたしました。

その結果、昨今の建設業界における労働環境の変化による影響など、当社の努力だけでは対応が難しい外的要因が発生している状況も踏まえ、工事完了時期の見直しが必要と判断したものです。

当社といたしましては、引き続き安全確保を最優先に、効率的かつ着実な工事の遂行に努め、早期完成を目指してまいります。

以上

HOME

ラジオ

テレビ

ニュース

天気予報

女川原発2号機 2026年12月から長期運転停止へ テロ対策施設の工事遅れで 宮城・女川町



N₂

「特重施設」工事遅れ

来年末から一時運転停止へ

東北電力 女川原発2号機

1DC
NEWS
DIG
Powered by JNN



女川原発2号機

来年12月から約1年8か月間運転を停止

女川原発2号機 来年12月停止へ テロ対策施設完工延期、影響

2025年10月18日 12:00 [無料]

石巻かほく



東北電力は17日、女川原発2号機（女川町、石巻市）のテロ対策施設「特定重大事故等対処施設」（特重施設）の工事完了時期について、当初目指した2026年12月22日を、28年8月ごろに見直すと発表した。完工時期の延期に伴い、2号機は26年12月中に停止する。

特重施設は、13年施行の新規制基準で設置が義務付けられており、2号機本体の詳細設計に当たる「工事計画」が認可された21年12月23日から5年が設置期限になっていた。

特重施設の設置期限、3年延長を／原子力事業者、規制委に提案

背景に建設業の環境変化

電気新聞

2025年10月14日

✕ ポスト

📌 シェアする 2



特重施設の経過措置期間延長などを提案した意見交換会

原子力事業者と原子力エネルギー協議会（A T E N A）は9日、特定重大事故等対処施設（特重施設）の経過措置期間に関し、3年の延長を原子力規制委員会に提案した。法改正など近年の建設業界の労働環境変化が理由。運転上の制限（L C O）逸脱に関する条件見直し、特重施設を重大事故時に活用することも提案した。規制側はこれらの提案内容を規制委定例会合に諮る方針で、今月中にも今後の対応について議論する予定。

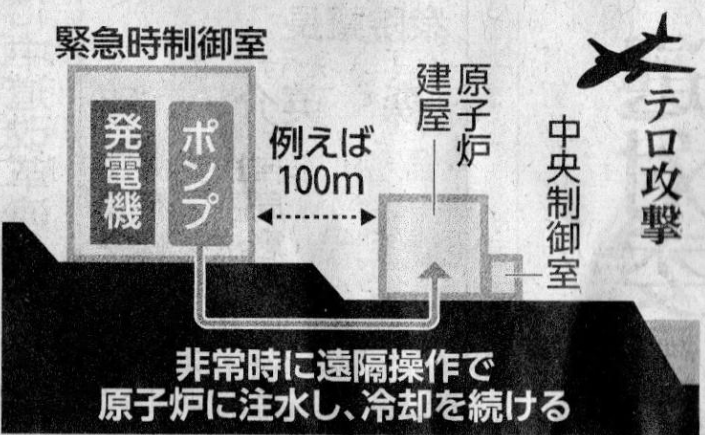
原発テロ対策 期限延長へ

規制委 5年で施設 起点先延ばし

原発に設置が義務づけられているテロ対策施設について、原子力規制委員会は18日、原発本体の審査終了から5年以内と

している設置期限を見直す方針を決めた。5年ルールの起点を「運転開始から」へ先延ばしする案を軸に検討する。事実上の期限の延長となる見通しだ。期限に間に合わずに運転を止める原発が相次ぎ、業界団体が延長を求めていた。

テロ対策施設は特定重



大事故等対処施設と呼ばれ、航空機によるテロ攻撃などがあっても、遠隔で原子炉を冷やせるようにする施設。再稼働に必要な原発本体の工事計画の「認可」から5年以内の設置が義務づけられている。

原発の業界団体は昨年10月、建設業界の働き方改革によって工期が伸びているとして期限を8年に延ばすよう求め、規制委が検討を始めた。

規制委は18日の定例会で、この要求は認めないことで一致。一方、これまでにテロ対策施設が完成した原発12基のうち、期限に間に合ったのは1基だけだったとして期限の見直しが必要と判断した。

規制委の山中伸介委員長は、これまで延長に慎重な考えを示していたが、定例会後の記者会見で「守れないルールを約束したから守ってください

いと押し通すのは規制当局としてあるべき姿ではない」と述べた。

具体的な方法は今後議論するが、5年ルールの起点を「認可」から、原発の「営業運転の開始」時点に先延ばしする案があるという。

この案が適用されると、複数の原発が運転停止を免れる可能性がある。2024年10月に再稼働した東北電力女川2号機（宮城県）は、期限に間に合わないとして今年12月に停止する計画だが、期限が3年ほど延びて運転を続けられるようになる。

1月に再稼働した東京電力柏崎刈羽原発6号機（新潟県）は29年9月が期限だが、延長で31年まで運転を続けられる可能性が出てくる。延長の方法次第で他の原発も停止を避けられる可能性がある。

（小川裕介、鈴木智之）

原子力規制委員会の資料などから
テロ対策施設のイメージ

女川2号機 運転停止回避か

原子力規制委員会が原発のテロ対策施設「特定重大事故等対処施設(特重)」―**2**―の設置期限を延長する方向で議論に入り、東北電力女川原発2号機(宮城県女川町、石巻市)で12月から予定された運転停止が見送られる公算が大きくなった。一方、東通原発(青森県東通村)ではテロ対策に関わる不正記録問題が発覚し、改善措置計画を公表した。テロ対策を巡るハードとソフトの対応が焦点となっている。

停止となった場合、火力発電用の燃料費の増加で、1カ月当たり約60億円の経費がかさむ。25年9月中旬期連結決算が減収減益となり、財務基盤の強化を掲げる東北電にとって、制度変更は追い風となる。

「今後も規制委で議論が継続される。動向を注視していく」。東北電の石山一弘社長は25日の定例記者会見でこう述べた。

規制委が特重の議論で一步踏み込んだのは18日。これまで原発本体の設計・工事計画の認可から5年以内の完成を求めていたが、今後は起算日を審査合格後初めて営業運転した日とすることを軸に検討する。

特重が期限に間に合わなければ原発は運転できなくなる。



定例記者会見でテロ対策施設の設置期限に関して見解を述べる石山社長
25日、仙台市青葉区

原発テロ対策 規制委が期限延長

財務強化追い風 ■ 現場の意識改革急務

なる。特重が完成した全国の内期限に達成できたのは関西電力大飯原発4号機(福井県)のみだった。山中伸介委員長は同日の定例記者会見で「ルールを押し通すのは規制当局としてあるべき姿ではない。規制緩和とは思わない」と強調した。

東北電は昨年10月、女川2号機の特重について、建設業界の労働環境の変化で工期が長期化し、今年12月の完成期限に間に合わないとして、2028年8月まで1年8カ月の延期を発表。運転停止は避けられない見通しだったが、仮に議論の通り営業運転を再開した24年12月を起点とした5年以内となれば、期限までの完成は十分可能になる。

東北電の試算では、運転停止となった場合、火力発電用の燃料費の増加で、1カ月当たり約60億円の経費がかさむ。25年9月中旬期連結決算が減収減益となり、財務基盤の強化を掲げる東北電にとって、制度変更は追い風となる。

(伊藤卓哉)

2 特定重大事故等対処施設 航空機衝突などのテロ攻撃を受けた際も原子炉の冷却を維持するための施設で、2013年施行の新規制基準で設置が義務化された。再稼働に向けた工事計画の認可から5年の猶予期間があり、間に合わなければ原子力規制委員会が運転停止を命じる。

原発テロ対策期限延長 運転開始から5年以内

規制委が了承

原発のテロ対策施設の設置期限について、原子力規制委員会は1日、営業運転開始の5年後までに事実上延長する案を了承した。東北電力女川2号機(宮城県)は、今年12月に予定していた運転停止を免れることになる見込みだ。今後、規則の改正案をつくり、意見募集をしたうえで夏ごろに正式決定する。

女川停止回避見込み

テロ対策施設は、航空機なども遠隔で原子炉を冷や機などによる攻撃があっ

ても遠隔で原子炉を冷や機などによる攻撃があっせるようにする施設で、特定重大事故等対処施設と呼ばれる。設置が義務づけられ、期限までに完成しないと運転できない。いまの設置期限は、再



女川原発

■テロ対策施設の設置期限が変わる原発

東北電力女川2号機 2026年12月→29年12月	28年8月に完成予定。 今年12月の停止を免れる見込み
東京電力柏崎刈羽6号機 29年9月→31年4月	31年9月に完成予定。 完成までの運転期間が長くなる可能性
中国電力島根2号機 28年8月→30年1月	完成予定未公表
現行期限超過で対象外	
東京電力柏崎刈羽7号機 25年10月に期限	29年8月完成予定
日本原子力発電東海第二 23年10月に期限	26年12月完成予定

稼働に必要な原発本体の工事計画の認可を受けてから5年以内。規制委は1日の定例会で、この5年ルールの起点を営業運転開始日とすることで事実上延長する案を了承した。

これまでにテロ対策施設が完成した12基のうち期限に間に合ったのは1基のみだったことから、見直しが必要と判断した。山中伸介委員長は1日の会見で、「当時のルールに無理があった。実態に即した起点に改める」と話した。

改正後は、女川2号機の設置期限は2026年

12月から29年12月に先延ばしされる。完成予定は28年で、期限に間に合う見通しだ。中国電力島根2号機(松江市)は28年8月から30年1月に、東京電力柏崎刈羽6号機(新潟県)は、29年9月から31年4月に延びる。

この3基では、施設が完成していない状態で運転する期間が延びる可能性があるが、山中委員長は「完成しない状態での運転に安全上の問題は無い」と話した。

一方で、すでに設置期限を迎えた原発は対象にはならない。25年10月の期限に間に合わずに再稼働を断念した柏崎刈羽7号機や、23年10月に期限を迎えた日本原子力発電東海第一(茨城県)が該当する。

設置期限については、原子力の業界団体が昨年、建設業界の労働力不足を理由に期限を8年に延ばすよう求めた。規制委は、労働環境の変化は前からわかっていたこととして要請を拒んだが、議論を続けていた。

(鈴木智之、新田哲史)

の研究会を設置している

施設率を上げるという

お知らせ

2022年1月5日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設の設置に係る 事前協議申し入れについて

当社は、本日、女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設の設置について、宮城県ならびに女川町、石巻市に対し「女川原子力発電所周辺的安全確保に関する協定書（安全協定）」第12条*に基づく事前協議の申し入れを行いました。

特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムなどにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設です。

本施設は、新規制基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）の設置が要求されております。

なお、原子力規制委員会に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）」に基づく「原子炉設置変更許可申請」は、2022年1月6日に行う予定としております。

お 知 ら せ

2022年1月6日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設の設置に係る 原子炉設置変更許可申請について

当社は、女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設*の設置について、1月5日、宮城県ならびに女川町、石巻市に対し「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（安全協定）」に基づく事前協議の申し入れを行いました。

（2022年1月5日お知らせ済み）

本日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）」に基づき、「原子炉設置変更許可申請書」を原子力規制委員会に提出しました。

当社といたしましては、今後の原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、引き続き、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以 上

※ 特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。
本施設は、新規制基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）の設置が要求されている。

お知らせ

2023年10月5日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設の設置に係る 原子炉設置変更許可について

当社は、2022年1月6日に原子力規制委員会へ女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設*の設置に係る「原子炉設置変更許可」申請を行い、2023年5月31日、7月12日に同申請に関する補正書を提出しておりました。

(2022年1月6日、2023年5月31日、7月12日お知らせ済み)

本申請の内容について、これまで原子力規制委員会による審査を受けてまいりましたが、昨日、原子炉設置変更許可をいただきました。

今後、設備の詳細設計に係る「設計及び工事計画認可申請書」について、準備が整い次第、原子力規制委員会に提出することとしております。

当社といたしましては、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以上

※ 特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

本施設は、新規制基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内(2026年12月22日まで)の設置が要求されている。

東北電力株式会社取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉

女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

令和4年1月5日付けで協議のありましたこのことについては、了解します。

○ なお、原子炉施設の変更に当たっては、地域住民等のより一層の信頼が得られるよう、下記の事項について要請します。

また、県と登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の2に基づき提出のありました意見等は、別紙のとおりです。

記

- 1 特定重大事故等対処施設は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉格納容器の破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するために重要な施設であることから、施設の安全性向上及び訓練等により対処の実効性の維持・向上に常に努めること。
- 2 設置工事については、周辺環境の保全に留意し、安全を第一に実施すること。



美防第608号

令和5年11月16日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

美里町長 相澤清



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

令和4年1月5日付けで宮城県知事宛に協議のあった標記の件について、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の2に基づく本町の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 新規制基準における当該施設の設置期限を遵守し、早期の完成に努め、可能な範囲で設置工事の進捗状況を関係する地方自治体に報告すること。また、設置工事期間が設置期限を超えることを認知した際は、これを速やかに公表し、原子力規制委員会の指示に従うこと。